

身体障害者手帳ってどんな手帳？

●身体障害者手帳とは

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。

原則、更新はありませんが、障害の状態が軽減される等の変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間後に再認定が必要となることがあります。

●障害の種別

- ・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・視覚障害・音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害・聴覚障害・平衡機能障害
- ・内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓）・免疫の機能の障害

●対象者

障害の種別により1～6級までの等級があり、以下の条件に該当する方

- ①傷病等により後遺症障害が発生した後、受傷・発症からおおよそ6ヶ月間の期間を経過し、障害が固定したと認められた方
- ②受傷・発症からおおよそ6ヶ月程度の期間を経過していなくても、永続的な障害の固定が認められた方（四肢切断、ストーマ造設、ペースメーカー埋め込みなど）

※原則、更新はありませんが、障害の状態が軽減される等の変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間後に再認定が必要となることがあります。

●申請について

申請窓口	市町村役場 担当課
持参物	①身体障害者手帳交付申請書 ②県知事の指定した医師の診断書（所定書式あり） ③写真（上半身、正面、無帽、縦4cm×横3cm）1枚 ④個人番号通知カードまたはマイナンバーカード ⑤申請に行くかたの身分証明書

●手帳取得により対象となる制度

身体障害者手帳の交付を受けた後、手続きを行うことで利用することができます。

- ・医療費の助成（重度心身障害者医療費助成案内をご覧ください）
- ・補装具の交付、日常生活用具の給付
- ・税の免額
- ・交通機関の運賃割引 など

※受けられるサービスは障害の種別・等級・年齢・所得状況等で変わってきます。

令和7年1月 地域医療支援センター作成



掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター